石垣市広告掲載等基準

(趣旨)

第1条 この基準は、石垣市広告掲載要綱(平成19年石垣市告示第35号)第6条の 規定に基づき、広告掲載等に関する基準として、必要な事項を定めるものとす る。

(基本的な考え方)

第2条 広告掲載する広告は、社会的に信用度が高く、公序良俗に反せず、市民福祉の理念に沿い、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、広告の内容及び表現が、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 屋外において広告掲載する広告の内容及びデザインは、広告掲載する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を阻害するものであってはならない。

(個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容、 デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めるものとする。 (規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかる業種や事業者
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や 事業者
 - (7) 法律の定めのない医業及び医業類似行為を行う事業者
 - (8) 占い及び運勢判断に関するもの
 - (9) 興信所、探偵事務所等
 - (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの及び各種法

令に違反しているもの

- (11) 市税等の滞納があるもの
- (12) 悪質な行為などにより許可の取消し及び指名競争入札等の指名停止を、石垣市から受けている事業者又は行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - (13) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に規定する再生手続中又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に規定する更正手続中の事業者によるもの
 - (14) 選挙、政党若しくは政治団体又は政治活動に関係のあるもの
 - (15) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

(掲載基準)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しない。
 - (1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 個人、団体等の意見広告又は名刺広告に類するもの
- (5) 第三者の氏名、肖像、談話、商標、著作物等を無断で使用しているもの
- (6) 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わし、又は不安を与えるおそれのあるもの
 - (7) 広告媒体の用途又は目的を損なうおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 次に掲げる表現方法が不適切なもの
- ア 誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招くような表現があるもの
- イ 射幸心を著しくあおる表現があるもの
- ウ 明らかに模倣、盗作などとみなされる表現があるもの
- エ 残酷な描写、猟奇的な描写等の善良な風俗に反するような表現のあるもの
- オ その他不当な表示、虚偽の内容等が含まれるもの
- (10) 次に掲げる人権を害するおそれのあるもの
- ア 人権侵害、差別、信用毀損、名誉毀損又はプライバシーの侵害のおそれがあるもの
- イ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- ウ 性差別、性別による固定的な役割分担又は著しく性的感情を刺激する表現があるもの
- (11) 消費者保護の観点から不適切なものとして次のいずれかに該当するもの ア 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業 によるもの

イ 将来の利益を誇示し、又は元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為 に関するもの

ウマルチ商法、催眠商法等の悪質商法又は商品先物取引とみなされるもの

- エ 法に基づかない医業及び医業類似行為に関するもの
- オ 無許可の商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- カ 責任の所在が不明確なもの
- キ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類似する営業に関するもの
- イ 沖縄県青少年保護育成条例(昭和47年沖縄県条例第11号)の規定により規制される営業行為等に関するもの
- ウ タバコに関するもの
- エ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの
- (13) 社会的な観点から不適切なものとして、次のいずれかに該当するもの ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体によるもの
- イ 社会問題を起こしている業種又は事業者によるもの
- ウ 社会問題についての主義主張又は係争中の声明を表現したもの
- エ 石垣市が、悪質な行為などにより許可の取消し及び指名競争入札等の指名停止 を行っている事業者についてのもの
- オ 民事再生法に規定する再生手続中又は会社更生法に規定する更正手続中の事業者についてのもの
- カ 暴力、ギャンブル、麻薬、売春等を肯定し、美化し、若しくは助長するような 表現又は連想若しくは想起させる表現のあるもの
- キ その他風紀を乱し、又は犯罪を誘発させるおそれがあるもの
- (14) その他広告掲載が不適当なもの
- ア あたかも市が支持、推奨又は保証しているかのような表現のもの
- イ その他広告掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

(屋外広告に関する景観上の基準)

- 第6条 屋外広告の内容、デザイン等が、街の美観風致を損なうおそれがあるもの は掲載しない。
- 2地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないも

のや、地域で定める景観に関する基準など、まちづくり又は都市整備のルールに おいて景観形成の目標が定められている場合、その目標に沿った貢献が認められ ないもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を 誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

- (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
- (2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

(屋外広告物の許可)

第8条広告主は、掲載しようとする広告が、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に規定する屋外広告物に該当する場合、沖縄県屋外広告物条例(昭和50年4月7日条例第28号)に規定する許可を受けることとする。

附則

この基準は、公布の日から施行する。

※平成 19 年 3 月 19 日決裁